

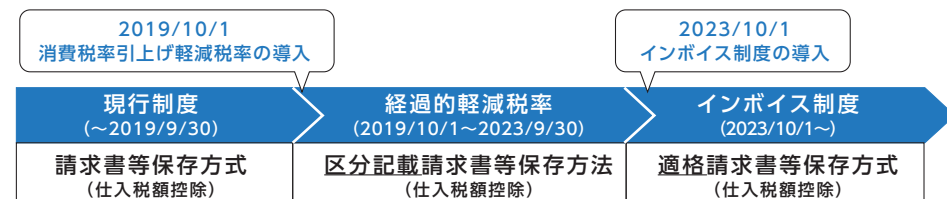
ご存知
ですか?

適格請求書等保存方式(インボイス制度)のポイント

はじめに

2023年(令和5年)10月1日から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。この制度のもとでは、**税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件**となります。今回は、この適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要とポイントを解説させていただきます。

<インボイス制度までの流れ>



1 適格請求書

売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段として、一定の事項が記載された請求書や納品書などになります。

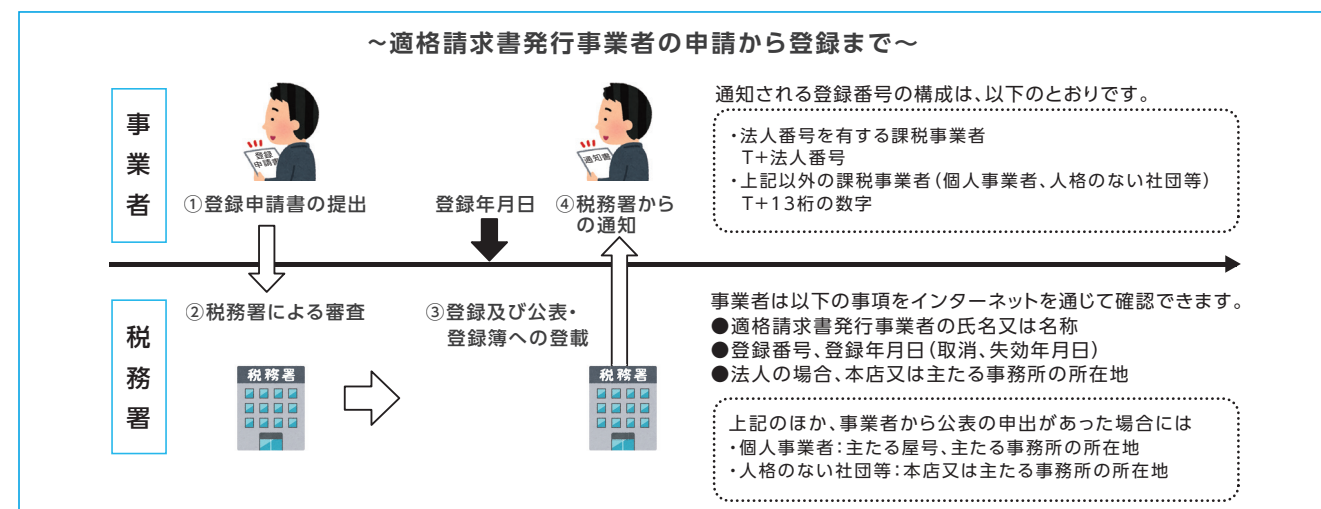
<適格請求書の記載事項>

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率
- 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注)適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑥となり、(ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りず。)、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

2 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を発行できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**



3 適格請求書発行事業者の義務

発行事業者(売り手側)は、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**があります。

4 適格簡易請求書

不特定多数の者に対して販売等を行う**小売業、飲食店業、タクシー業等**については、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

5 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

<交付義務が免除される取引>

- バス、鉄道または船舶などの公共交通機関(3万円未満のものに限る)
- 卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- 生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- 自動販売機(3万円未満のものに限る)
- 郵便(郵便ポストに差し出されたものに限る)

6 仕入税額控除の要件

一定事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

帳簿の記載事項

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

[帳簿の記載例]

××年 月 日		摘要	税区分	借方 (円)
11	30	△△商事(株) 11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株) 11月分 食料品	8%	43,200
(2)	(1)	(3)	(4)	

<請求書等の範囲>

- 適格請求書又は適格簡易請求書
- 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農協等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記5②③)
- ①から③の書類に係る電磁的記録

<帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合>

- 適格請求書の交付義務が免除される前記5①④⑤
- 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引
- 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限る)を購入する取引
- 従業者等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

7 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度の導入後、**免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。**ただし、一定の期間は経過措置(※)が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

(※)区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、上の表のとおり、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

8 免税事業者の登録手続き

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置があります。**

9 まとめ

- 重要ポイント① 適格請求書発行事業者に登録する必要がある。
 重要ポイント② 適格請求書には、登録番号など一定の事項を記載しなければいけない。
 重要ポイント③ 仕入税額控除を受けるには、一定事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要である。
 重要ポイント④ 免税事業者が登録をするためには、課税事業者になる必要がある。

※免税事業者の対応や消費税の計算方法など様々な変更がありますので、詳細につきましては顧問税理士や当事務所までお問い合わせください。

[各図出典:国税庁HPより]

お問合せ先 **税理士法人 エム・エイ・シー**
 Masuda&management Accounting Consultant
 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F
 TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp